

令和7年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧(栃木地域・皆川地区)

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
1	新 町	【永野川堤防桜「新町の桜」の老木化対策に関する要望】 自治会内の永野川の堤防には、約 100 本の桜の木が植樹されており、地域住民の憩いの場であるとともに、観光資源としても非常に貴重な存在であります。多くの桜が老木化し、枯れ枝や太い枝の落下が頻繁にみられるようになり、散歩や運動などを楽しむ住民も頻繁に訪れる中、安全面でのリスクが懸念される状況であります。 これまで、当該懇談会を通じて行政に支援をお願いしてきましたが、樹木の特殊性や県土木事務所の管轄区域であることを理由に、具体的な支援を受けるに至っておりません。 このため、地域住民の安全の確保を最優先としつつ、観光資源の維持のために、以下の 3 項目について専門業者による維持管理の実現を強く要望いたします。 1 落下リスクの高い老木の枝落とし計画の策定を実行 2 桜の定期的な樹勢診断及び選定作業の実施 3 桜並木の観光資源としての適切な維持管理支援	【観光振興課:TEL 21-2373】 新町の桜及び宮の桜につきましては、永野川沿いに広がる桜の名所として、地域の方々に長年愛されるとともに、桜の季節には多くの観光客がお越しになられている貴重な地域資源となっております。 また、自治会の皆様方には、下草刈りや枝の除去作業など、自主的に活動をいただき誠にありがとうございます。 その一方で、ご要望のとおり、老木化による枯れ枝等がみられる状況であります。昨年もご回答いたしましたとおり、市といたしましては、枯れ枝の除去作業等は、高所作業を伴うことや桜の樹勢を維持するためにも、専門的な知識を有する造園業者による対応が望ましいと考えております。 このようなことから、新町及び宮町の桜の適切な維持管理の方法について、関係部署や地元自治会、西部地域会議委員及びまちづくり実働組織の皆様と今後協議を進めながら検討してまいりたいと考えております。 なお、河川管理者である栃木県栃木土木事務所に、桜の維持管理について再度協議をいたしましたが、昨年同様、桜は植えた方による維持管理をお願いしているとの回答でありました。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
2	新 町	【地域排水機能の維持・向上に向けた側溝管理に関するお願い】 当自治会の一部の側溝では、ペットボトルや植木鉢といった異物や枯葉、汚泥の堆積によるつまりが頻繁に確認され、異臭が発生しやすい状況で、住民から相談が寄せられています。これは、上流に位置する隣接自治会（宮町自治会）の側溝に蓋がないことが、異物流入の一因となっている可能性も考えられます。また、数年前に多額の予算で設置いただいた集水桝・排水路についても、異物により機能が十分に発揮できていない状況であり、早急な改善が必要であります。 当自治会では、年に一度だけ側溝清掃を実施していますが、高齢化が進み清掃活動の継続が困難となりつつあるとともに、幹線道路（市道1024号線）沿いの清掃における安全性も懸念される状況です。 ついては、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、以下の2項目についてご検討いただきたくお願い申し上げます。 1 上流の隣接自治会と連携した側溝への蓋設置の検討 2 異物だけでなく、構造的な問題や予期せぬ要因による詰まりの可能性も考慮した上で、定期的な高圧洗浄や吸引清掃の実施	【道路河川維持課：TEL 21-2771】 1. 側溝蓋の設置につきまして、隣接自治会である宮町に確認したところ、蓋を設置してほしいと回答をいただきましたので、順次進めてまいります。 なお、設置の時期につきましては、他の地域（宮町自治会含む）からも多数の要望をいただいているため、計画的に実施してまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。 2. 集水桝や排水路の清掃につきましては、定期的に現状を確認し、異物や土砂の堆積により流れを阻害している場合には、清掃等を実施してまいります。
3	街づくり協議会	【賑わいのある皆川城址公園について要望】 街づくり協議会では、「皆川城址まつり」「イルミネーションの設置」「初日の出を見よう」「元気な森づくり」「田植え、稲刈り、おにぎり作り」などのイベントを開催し、近年、皆川城址公園は年間を通して来場者が増えています。また、水仙、桜、つつじ、ロウバイ等が咲き、春には蕨を取りに来る方も多く見られます。 一方で来場者のアンケートを見ると、飲物、トイレ、遊戯施設の設置要望が多く上がっています。 アンケート結果や地域の方々の要望を取り入れ、今後さらに賑わいのある城址公園にするために、以下の4項目について要望いたします。 1 自動販売機の設置 2 二の丸広場に芝生を植栽し、ファミリーの憩いの広場にする。 3 移動可能な遊戯施設の設置…ファミリー向け遊戯施設 4 簡易トイレの設置	【公園緑地課：TEL 21-2414】 【文化課：TEL 21-2497】 皆川地区の皆様には日頃から皆川城址公園の管理や魅力発信にご尽力を賜り感謝申し上げます。 皆川城址公園は、ご存じの通り、市史跡としても重要な文化財として位置付けており、その歴史的価値と景観を損なうことのないよう文化財保護法等に基づき適切な保存管理が求められております。そのため、城址の形質の変更をすることなどは厳しく制限されている公園であります。 以上のことを踏まえ、ご要望を頂きました設備の設置や植栽につきましては、基礎の設置や掘削など、史跡の形質を変更することになりますので、城址公園内での実施は難しいものとなります。 今般のご要望をいただいたものは、利用者の増進や利便性の向上が目的と思われますが、文化財の保全と活用、公園としての利便性のバランスを考慮し、公民館の敷地などに設置することも検討してまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
4	荒 宿	【主要地方道栃木佐野線の道路拡張について】 交通量の多い県道であるが、幅員が狭く歩道も無く、特に皆川公民館入口の坂田商店前のカーブでは事故が非常に多い地点である。今後の拡幅工事の予定について、再度地元住民に説明いただきたい。	【道路河川整備課:TEL 21-2401】 県に確認しましたところ、下記のとおり回答をいただいておりますので、今後も県と連携してまいります。 「皆川公民館入口の坂田商店前のカーブについては、幅員が狭く歩道もないことから、危険性が高く最重要箇所と認識しており、現在、地権者と用地補償についての協議を進めています。 今後の拡幅工事の予定については、用地取得が完了している西側から順次施工を進めており、現在、皆川中学校付近まで工事が完了しております。引き続きカーブ地点を含む残りの区間も用地取得の進捗に応じて拡幅工事を実施する予定です。 また、ご不明な点がございましたら、個別にて対応いたしますので、栃木土木事務所 整備第一課(TEL0282-23-3434)までご連絡ください。」
5	荒 宿	【永野川河川敷(土手)草刈清掃について】 永野川河川敷の除草に関しては、自治会としてこれまで年に2～3回実施してきましたが、自治会構成員の高齢者の比率が高くなっており、人を集めて作業すること自体が困難なうえ、近年の気候変動で暑くて作業するうえで大変危険を伴いますので、市においては、年2～3回程度除草作業を実施していただきたいと思います。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 永野川河川敷の除草に関しまして、管理者である県へ確認したところ、『河川を占有している方による維持管理をお願いしています。』との回答をいただいております。 なお、市が占有している道路につきましては、道路両側1m部分の草刈りを実施してまいります。
6	荒 宿	【栃木市聖地公園前道路の側溝と道路標示(白線)について】 栃木市聖地公園前の市道 2053 号線のカーブ箇所に側溝の蓋がなく、側溝に落ちて危険で、過去においても幾度となく事故が発生しているため、事故を防ぐために早急に蓋を設置していただくとともに、道路の白線が消えかかっており、センターラインや道路幅がわかりにくいので、センターラインや白線を引き直していただきたい。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の側溝蓋の設置につきましては、他の地域からも同様の要望をいただいておりますので、順次進めているところです。 貴自治会の箇所につきましては、白線の引き直しも含め、令和7年度から計画的に実施してまいりますので、ご理解の程お願い申し上げます。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
7	荒 宿	【市道14238号線から墓地に通じる舗装道路の修繕について】 市道14238号線から墓地に通じる舗装道路がかなり傷んでおり通行しにくいいため、早急に修繕していただきたい。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望いただきました道路につきましては、認定外道路となっており、全面的な補修は難しいと考えておりますが、定期的に現状を確認しながら、路面の凹凸や穴などの部分的な補修は実施してまいりますので、大変申し訳ございませんがご理解願います。
8	三五	【柏倉川、藤川の川底堆積土砂、雑草撤去について】 三五自治会を流れる柏倉川及び藤川の川底堆積物を数年間隔で撤去していただいているが、現在の異常気象により、雷雨や線状降水帯発生、台風等により短時間集中降雨の発生が多くなっており、河川氾濫の危険性が高くなっております。特に雑草が生い茂って流れを妨げております。土砂撤去は堆積状況により今まで通り実施願います。雑草除去は年2～3回実施を検討願いたく思います。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の件につきましては、管理者である県へ確認したところ『当該両河川の堆積土砂の撤去につきましては、令和4年度から6年度にかけて除去工事を実施したところであり、今後とも、土砂等の堆積状況を見ながら検討して参ります。』 また、河川の除草につきましては、限られた予算の中で河川の利用状況や維持管理上の必要性などを見ながら限定的に実施しているところであり、地元の皆様からの要望内容等を踏まえて検討いたします。』との回答でありました。 市といたしましても、引き続き県へ要望してまいります。
9	鳥砂	【永野川河道掘削・立竹木について】 令和7年4月20日現在、対嶺橋南側を河積(かせき)確保のため、東側土手の伐採作業を行っております。工期が令和7年8月4日までとなっておりますが、河川西側も堆積してしまい、川州(かわす)が出来ている状態になっております。どこまでの範囲を行うのかお聞かせ願いたい。併せて、河川西側が着工の計画に無いのであれば年々雨量が多くなってきているので、藤川付近までの整備を要望します。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の件につきましては、管理者である県へ確認したところ『当該箇所につきましては、令和7年3月より対嶺橋から上流 150m、下流 130m、併せて 280m 区間の河川東側の立竹木伐採工事を実施しております。』 ご要望の河川西側の堆積土除去につきましては、現地を確認し、必要性を認識しております。 永野川の堆積土除去につきましては、堆積状況等を見ながら順次進めているところであり、本箇所についても対応を検討して参ります。』との回答でありました。 市といたしましても、引き続き県へ要望してまいります。

No.	自治会	質問要望等	回答要旨
10	松原	【道路の補修について】 市道14160号線、市道1021号線と市道14147号線間の道路の補修をお願いしたい。 地域住民の生活用道路として近隣住民の交通量は一定のものがあるが、部分的な補修の繰り返しで、余計に凸凹ができてしまい、通行するのに危険を伴う状況です。数年前に一度要望を出させていただきましたが、要望が通らなかったため改めて要望させていただきます。道路の補修状況も町の印象に大きく影響すると思います。	【道路河川維持課:TEL 21-2771】 ご要望の個所につきましては、地元で調整中と聞いておりまして、正式に要望書が提出されていない状況でございます。 道路補修等をご希望の場合には『生活道路補修要望書』の提出をお願いしております。 この要望書に基づき、計画的に順次進めておりますので、貴自治会に置かれましても要望書の提出をお願いいたします。